第2回広島県防災対策基本条例(仮称)検討委員会議事録

1 日 時 平成 20 年 11 月 26 日 (水) 13:30 ~ 15:30

2 場 所 広島県庁北館2階第2会議室

3 出席委員 委員名簿のとおり (末尾のとおり)

4 担当部署 広島県危機管理監危機管理課 ™ (082) 513-2784

5 会議の内容

報告事項 前回委員会後の経過について

議題1 広島県防災対策基本条例(仮称)素案について

議題2 パブリックコメントの実施方法について

【あいさつ】

危機管理監あいさつ

【報告事項】

前回委員会後の経過について事務局から報告。

【議題関連】

<議題1 広島県防災対策基本条例(仮称)素案について>

- 〇 前文及び第1章総則について
- (委員)総則における災害時要援護者の定義に関して、民生委員、自主防災組織が乳幼児、妊産婦を把握するとなれば、毎月名簿を更新しなければならず、大変なことになる。言葉を改められないか。

外国人の対応についても、通訳の確保などは自主防災会では対応できない。

- (事務局) 災害時要援護者支援についてはガイドラインが国から示されており、これを 踏まえた整理としている。従って、災害時要援護者の定義から、これらの方々を はずすことは難しい。実際の運用に当たっては市町、民生委員、社会福祉協議会 等と連携協力しながら、地域の実情に即して対応していく必要がある。なお、具 体の活動については義務的規定でなく、努力規定となっている。
- (委員)障害者, 高齢者のそれぞれのグループの取組みもある。今後は地区の社会福祉協議会でも要援護者対策をやっていかなければならない。
- (委員) この素案には多くの項目で、自主防災組織が入ってきているが、その役割を 果たすには当然、労力が必要である。後ほど、それぞれの項目において質問する が、「実態を踏まえて柔軟に対応する」などの表現が望ましい。
- (委員長)素案では努力規定を基本としているということで、網羅的に全てやる必要があると義務付けているものではないのではないか。
- (副委員長) 災害時要援護者に関する情報の収集ルートや管理方法の話と災害時に援護すべき人を条例で定義しておくという話とは関連はあるが,分けて考える必要がある。市町の役割では「災害時要援護者の把握に努める」とあり,市町が中心となって集めた情報を自主防災組織に流す形になるのではないか。

- (委員)実際には、市町から民生委員や自主防災組織にどういう人がいるか調べてくれという依頼が来る。自主防災組織は大変なので、柔軟な文章表現にできないか。
- (委員長) ここは要援護者の定義の部分なので、具体の対策のところで検討することと したい。

「自主防災組織の役割」の項で「活動」に下線が入っているが,「防災対策」 を「防災活動」に変えたということか。

(事務局)地域における活動としたほうが適切ではないかということで修正した。

○ 第2章 災害予防対策について

- (副委員長)「第4節 市町及び県等の役割」の中の「自主防災組織への支援」の項目における「自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者の育成及び確保」という文言の中で、「確保」とはどう理解すればよいのか。
- (委員長) 中心になる人を市町が見つけるということか。
- (事務局)組織なり人を確保するということで、育成という言葉と使い分けている。他 県の条例でもこういう言葉を使っている。
- (委員)確保という言葉は我々自主防災組織にとってはきつい。リーダーを確保しな さいというのは、命令のようにとらえられる。
- (委員)確保がなくても意味は通じるのではないか。
- (委員)確保しなければ育成はできない。
- (事務局) 市町の役割なので、自主防災組織が確保すべきと懸念される必要はないのではないか。
- (委員) 市町の役割と定義しても、結局、末端の自主防災組織におりてくる。
- (事務局)様々な事情はあると思うが、県、市町は仕事として行う一方、自主防災組織は自主的な取組として行うという面で大きな違いがある。自主的な組織である自主防災組織に対し、市町がやりなさいというのは絶対に言えないはずである。
- (委員長) 市町はなんとか見つけるようにがんばるということで,「確保」という言葉を 使うという理解で良いか。
- (委員) いろいろな箇所で支援という言葉がでてくるが、ハード支援なのかソフト支援なのか、何を支援してもらえるのか、自主防災会連合会に戻ると各会長さんたちに必ず訊かれる。ある市では補助金が出る。
- (委 員) 市町によって支援内容は違う。
- (委員) 自主防災組織や地域が望んでいることに対して、行政としてどういった支援 ができるかということを考えていく必要がある。
- (委員長)具体的な支援内容を条例に書き込むかどうかは別にして、支援のメニューみ たいなものはないのか。
- (事務局)条例では各主体の役割の基本的な考え方を示している。具体的な支援は条例の考え方に沿って、市町においてそれぞれ打ち出していく。その内容は情勢により変わっていくため、条例に具体的に書き込むことは適当でないと考えている。

今年度,県について言えば,自主防災組織リーダー研修を県内7箇所で実施している。ここでの支援は予算補助であり、県民の皆さんのご意見を伺い、毎

年, 行政が予算を要求し, 議会に諮って支援の内容が決まるものである。

- (委員長)条例に書いてあることによって、少なくとも支援してくださいと要求することができるのではないか。
 - 災害時要援護者支援の書きぶりについてはどうか。
- (委員)要援護者の情報収集の方法などについて、具体の方法を書き込んでいただければ、自主防災組織等末端の負担の軽減になるのではないか。
- (事務局) 今年,「広島県災害時要援護者避難支援ガイドライン」を作成し,市町に示している。災害時要援護者情報の収集・共有方法として「関係機関共有方式」,「手上げ方式」,「同意方式」の各方式があり,地域の実情に応じて一番よい方法を市町と連携して実施していただければよい。
- (委員長)ガイドラインも整備されているということで、条例としてはこの書ぶりでよいか。
- (委員) ガイドラインが手元にあるが、これは、今日、市役所でもらってきたものである。このようなガイドラインが出ているのであれば、我々にも前もっていただければ、それを踏まえて議論ができる。

○ 第3章 災害応急対策について

- (委員)第4章も含めた「第4節 災害ボランティアの役割」について、「災害による 住民の困りごとという視点に留意し」といった表現を入れてもらいたい。「被災 した家屋の清掃、避難場所における給食の支援」の後に「等」がついているが、 被災した住民の立場に立ってもっと幅広い支援をしていく必要がある。被災地 での困りごとに幅広く対応できるということを入れていただければ、よその県 にはないし、良いのではと考える。
- (委員長)家屋の清掃,給食の支援等とあるが,実際は,被災者には多様なニーズあり, それに対応していくというご意見だと思う。「地域から求められている」という 文言はすでにあるが,このご意見についていかがか。
- (事務局)「困り事」という表現が条例になじむのかを含め、表現について検討させてい ただきたい。
- (副委員長)「地域から求められている」となっているが、「求められている」というと、 あらかじめメニューがあるようなイメージであるため、「地域から求められる」 という表現に改めれば、十分ではないが先ほどのご指摘に沿うニュアンスも出 せるのではないか。
- (委員)避難場所や地域で災害ボランティアの支援を受けることになるが、ボランティア又はボランティアグループというのは市町に登録してあるのか。
- (委員) ボランティアの申し出をいただいた際には、まず登録し、ボランティア保険 に入っていただいた上で活動していただくことになる。
- (委員) 市に登録されたボランティアの方がいて、支援が受けられるということを市 民は知っておかなければならない。こういったことをもっと周知していただき たい。
- (委員長) ボランティア活動の周知については、第2章第4節の中の「災害ボランティ ア活動の環境整備」の部分に該当する。市町は啓発や普及に努めることとなっ ている。

ボランティア活動の幅広さについては、表現を事務局で検討していただきた

い。

- (委員)第3節の自主防災組織の役割として「危険箇所の巡視」があるが、2次災害 に巻き込まれる恐れがある。
- (事務局) 危険箇所の巡視は一義的には消防の役割と思われるので、削除する方向で検 討する。
- (委員)第5節の「学校等における児童、生徒等の安全の確保」について、この節の他の項目は「市町」や「県」が主語となっているのに、ここだけ「学校または保育所の設置・管理者」となっている。生徒の安全について、学校が全て責任を持つのか。市町や県のことについて言及したほうがよいのではないか。
- (事務局) 私立学校もあるため、「学校または保育所の設置・管理者」という表現になっている。災害時初期の児童の安全対策は現場でしかできないため、現場にいる教師や設置者が一義的に安全確保に努めることを規定している。この場面では、公立・私立の別はなく、応急対策の第一歩としての安全確保について記述しているとご理解いただきたい。
- (委員) 我々の自主防災組織は、災害時には、学校にもすぐに向かって、注意喚起などを行う。地域内には土砂災害危険区域の学校もあり、何かあったときの帰宅について、親が迎えに来られない場合、自主防災組織に依頼がくる。この案の表現だと、全て学校が責任を持つのだから、自主防災組織は行かなくてもよいということにならないか。
- (事務局) 帰宅を控えさせ学校にとどめるのも,自主防災組織や地域の方に協力をお願いして帰宅させるのも一義的には学校管理者である校長の判断であることを明記している。安全確保の手段としては,教職員だけでできる場合もあるし,地域の協力が必要な場合もある。
- (委員長) ここは本来であれば事業者の役割に近い記述と考えられるが、公立学校の場合は役所が事業者に類する立場で学校を運営している面がある。普通、市町は支援したり対策をうつ立場ではあるが、学校に関しては市町が現場の当事者となって事業者と同様の責任を負わなければならない。ここだけ異質になっており、第2節の事業者の役割に入れると良いような内容とも言える。
- (副委員長)事業者の役割の中にも「自主防災組織等と連携し」とあるので、学校等の安全確保の部分にも市町や地域との連携について記述を追加したほうがバランスもよくなるのではないか。
- (事務局)事業者の役割うち、自主防災組織等と連携する部分は、その事業者の専門性 や組織力を活用し、周辺地域住民の安全確保に努めることについて記述してお り、従業員や来所者の安全確保については連携するという記述はなく、学校等 と同様である。
- (委員)特段の決め事をしなくても、行政は学校等へ普段から、情報提供を行っている。どれくらいの雨量か、どこが通れないのかなどを知らせ、学校長がいつ帰宅させるか、そのときに消防団にお願いするか、地域のボランティアの方に手伝ってもらうのかという判断をするための材料を日頃から提供している。学校はそういう情報を集め、児童生徒の安全を確保する義務を有しており、この記述で良いのではないかと考える。
- (委員)学校の安全対策に関する資料などを見ても、地域が入っていない。地域との 連携についての記述があれば、校長もお願いしやすいのではないか。実際に我々

の地域では、災害時に子どもが犠牲になっている。

- (委員長)安全確保に努める中で、自主防災組織の協力を得るとか連携を図るとか、そ ういう意味合いの文言があってもいいのではないかということか。
- (委員)地域によってやり方が違うのではないか。
- (事務局) 自主防災組織が活発なところ、そうでないところ、組織が立ち上がっていないところなど、いろいろな地域があるし、災害時に自主防災組織の協力を得るということについて、保護者の理解を得ておくことも必要である。学校だけで安全が確保できる場合や、地域にお願いしなければならない場合など様々な状況が想定され、一律に地域との連携ということを入れると、かえって拘束してしまう危惧もある。
- (委員) 自主防災組織の実態は高齢化しているし、組織ができたばかりで何をしてよいか分からないところもある。我々の地域では、学校が自主防災組織を呼ぶことはなく、町内会役員が率先して協力したり、消防団が動くことになる。 条例全般をみても自主防災組織に非常に大きな役割が課されている。自主防災組織がそこまで出ていかなくてもよいのではないか。
- (委員) 自主防災組織に限定しているわけではなく、地域と連携するということ。この条例をみたら、校長は大変だなと思われるのではないか。
- (委員長)整理すると、学校は一義的に安全の確保に努めるということで、実際には、 自主防災組織や市町が応援に入ることはあるかと思う。親がすぐに駆けつけられないことも考えられるので、いろいろな対策が必要かと思う。 ここの文言については、もう少し追加するとすれば「様々な手段を使って」といった表現も考えられるが、要は、学校等の管理者に安全確保の責務があるということを明らかしているのであって、学校だけですべてをやれといっているのではないということで、文言としては素案の記述のままとしたい。
- (委員)第3節の自主防災組織の役割において、「災害応急対策を実施する」となって いるが、災害応急活動に改めていただきたい。
- (事 務 局) 定義の部分で活動という表現を使っているので,これに沿って文言を整理させていただきたい。
- (委員)条例の中に民生委員は出てくるが、社会福祉協議会が出てこない。社会福祉協議会がリーダーとなって防災対策をやっている地域もある。社会福祉協議会という言葉をどこかで盛り込んだ方がよいのではないか。特に、災害時要援護者対策の部分に盛り込めるのではないか。
- (委員)民生委員は法律で規定されているが、社会福祉協議会はそこまではない。区 や市の社会福祉協議会は法人化しているが、地区単位の社会福祉協議会は任意 団体であったり、様々である。
- (委員) 私たちの地域では、社会福祉協議会が防災対策で前面に出てくることはない。
- (委員長)地域によって違う実態があるため、条例に一律に盛り込むことは難しいのではないか。
- (委員) 防災対策の実施における連携先として、社会福祉協議会を入れてもらうこと ができるようにがんばりたい。地域防災計画には入れてもらっている。

○ 第4章 復旧・復興対策について

(特段の意見なし)

- (委員長)本日の意見を参考に、事務局において条例素案の修正をしていただきたい。
- (事務局) ご意見, ご指摘を踏まえ, 条例素案を修正し, 次回の委員会においては条文 形式の最終案をお示ししたい。

く議題2 パブリックコメントの実施方法について>

- (副委員長) 県ホームページの閲覧を促すため、市町等へも周知するなど、多くの方に見てもらえるようにしていただきたい。
- (事務局)御指摘のとおり、パブリックコメントを行っていることをまず知ってもらわなければならない。できるかぎりの手段を講じて周知していきたい。
- (委員長) パブリックコメントの結果と次回委員会との関係はどうなるのか。
- (事務局) パブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する対応をまとめて次会委員会に提出させていただく。
- (委員長) 次回委員会の前に、パブリックコメントの結果を公表するのか。
- (事務局) パブリックコメントに対する対応案も含めて、次回委員会でご議論していた だいた後に、正式に公表する。

6 その他(事務局より)

・次回委員会は1月7日(水)13:30からの開催でお願いしたい。

広島県防災対策基本条例(仮称)検討委員会委員名簿

団 体 名	職名	氏 名	備考
広島県市長会	次長	池本 光夫	
広島女学院大学	准 教 授	木本 浩一	副委員長
広島県地域女性団体連絡協 議会	副 会 長	澤井 清子	
広島県商工会議所連合会	事務局長	高本 友博	欠席
広島県女性防火クラブ連絡協 議会	副会長	田中 廣子	
広 島 大 学	教授	土田 孝	委員長
安佐南区自主防災会連合会	会 長	原田 照美	
財団法人広島県消防協会	副 会 長	藤倉 敏光	
広島県被災者生活サポートボラ ネット推進会議事務局	社会福祉法人 広島県社 会福祉協議会 福祉部長	若宮 実雄	

(五十音順)